○厚生労働省令第十五号

毒物及び劇物取締法施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十一号）の施行に伴い、並びに毒物及び劇物取締法施行令（昭和三十年政令第二百六十一号）第四十条の二第二項及び第六項並びに第四十条の三第二項の規定に基づき、毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日

厚生労働大臣　細川　律夫

毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令

毒物及び劇物取締法施行規則（昭和二十六年厚生省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十三条の二の見出し中「基準の特例」を「基準等」に改め、同条中「第四十条の二第五項」を「第四十条の二第六項」に改め、「容器は、」の下に「無機シアン化合物たる毒物（液体状のものに限る。）又は弗化水素若しくはこれを含有する製剤の」を加え、「同条第二項から第四項まで」を「同条第三項から第五項まで」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

令第四十条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める容器は、四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定めるポータブルタンクに該当するものであつて次の各号の要件を満たすものとする。

一　ポータブルタンクに使用される鋼板の厚さは、六ミリメートル以上であること。

二　常用の温度において六百キロパスカルの圧力（ゲージ圧力をいう。）で行う水圧試験において、漏れ、又は変形しないものであること。

三　圧力安全装置（バネ式のものに限る。以下同じ。）の前に破裂板を備えていること。

四　破裂板と圧力安全装置との間には、圧力計を備えていること。

五　破裂板は、圧力安全装置が四アルキル鉛を含有する製剤（自動車燃料用アンチノック剤に限る。）の放出を開始する圧力より十パーセント高い圧力で破裂するものであること。

六　ポータブルタンクの底に開口部がないこと。

第十三条の十一を第十三条の十三とし、第十三条の三から第十三条の十一までを一条ずつ繰り下げ、第十三条の二の次に次の一条を加える。

（令第四十条の三第二項の厚生労働省令で定める要件）

第十三条の三　令第四十条の三第二項に規定する厚生労働省令で定める要件は、次の各号に掲げるものとする。

一　ポータブルタンク内に温度五十度において五パーセント以上の空間が残されていること。

二　ポータブルタンクごとにその内容が四アルキル鉛を含有する自動車燃料用アンチノック剤である旨の表示がなされていること。

三　自蔵式呼吸具を備えていること。

別表第五中「第十三条の五」を「第十三条の六」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第一号

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成二十三年二月一日

防衛大臣　北澤　俊美

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令を廃止する省令

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令（平成二十二年防衛省令第十五号）は、廃止する。

附　則

この省令は、平成二十三年二月一日から施行する。

告示

○政治資金適正化委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十三年二月一日

政治資金適正化委員会委員長　上田　廣一

登録番号	登録年月日	氏　名
三八五九	二三、一、一四	早川　正
三八六〇	二三、一、一四	渡邊　儀春

住所　石川県金沢市伏見台１丁目12番11号

○法務省告示第四十一号

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成十六年法律第百五十一号）第五条の規定に基づき、次の者が行う民間紛争解決手続の業務の認証をしたので、同法第十一条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十三年二月一日

法務大臣　江田　五月

認証紛争解決事業者の名称及び住所

愛媛県社会保険労務士会

愛媛県松山市萱町四丁目六番地三

認証年月日

平成二十三年一月十二日

○法務省告示第四十二号

左記の者の申請に係る日本国に帰化の件は、これを許可する。

平成二十三年二月一日

法務大臣　江田　五月

住所　横浜市旭区市沢町167番地

マッ・マイ・リンリィ　平成10年11月15日生

住所　横浜市中区竹之丸88番地

チー・ニャット・スン　昭和50年12月12日生

住所　東京都大田区東矢口２丁目６番10―404号

トラン・クォック・フィ　昭和51年７月23日生

ダン・ドー・トゥイ・ディエム　昭和56年５月12日生

住所　兵庫県宝塚市小林２丁目12番32―204号

ファム・クィン・ヴァン　昭和56年11月３日生

住所　東京都江戸川区船堀５丁目３番22―505号

王若寧　平成３年10月９日生

住所　東京都八王子市打越町1523番地182

吳麗華　昭和29年12月20日生

住所　川崎市宮前区馬絹1494番地４

梁思敏　昭和61年５月19日生

住所　神戸市西区南別府３丁目24番地１

鄭治勝　昭和52年11月20日生

住所　兵庫県伊丹市中野西３丁目73番地

李知幸　昭和60年４月30日生

住所　長野市篠ノ井御幣川28番地３

陳明　昭和43年６月21日生

住所　群馬県高崎市上中居町309番地10

延春麗　昭和53年５月１日生

住所　東京都江戸川区平井３丁目10番８―405号

倪必勇　昭和56年７月29日生

住所　東京都大田区東糀谷３丁目12番11―506号

鄧曄泉　昭和63年11月29日生

住所　川崎市多摩区宿河原１丁目14番３号

宋迎輝　昭和54年３月３日生

住所　徳島県那賀郡那賀町延野字王子原113番地

金大輔　昭和56年９月15日生

住所　東京都江戸川区中葛西７丁目８番８―303号

石川　昭和58年４月22日生

住所　栃木県宇都宮市陽東５丁目10番10号

宋智惠　昭和55年５月15日生

住所　大阪府高槻市津之江町２丁目12番26号

金東國　昭和34年１月11日生

薛姬珠　昭和42年４月３日生

金昌文　平成３年６月14日生

金昌一　平成４年７月１日生

住所　大阪市平野区加美東１丁目４番24号

卞敏廣　昭和28年10月27日生

住所　川崎市高津区向ケ丘96番地２

李政美　昭和59年４月24日生

住所　岩手県盛岡市北松園４丁目37番７―303号

劉文静　昭和41年４月10日生

住所　千葉県浦安市当代島２丁目８番１―103号

ジオバニイ・サム・モンゾン・デル・パンド

昭和54年９月１日生

住所　神戸市兵庫区羽坂通２丁目１番31号

李眞希　昭和52年２月24日生

住所　神戸市須磨区大池町５丁目18番７―210号

李承勇　昭和50年１月12日生

住所　神戸市須磨区外浜町２丁目３番27号

申悅子　昭和60年２月18日生

住所　大阪市旭区千林１丁目10番21号

趙淑姬　昭和37年４月３日生